

公益財団法人山梨 Y M C A 定款

第1章 総則

(名称)

- 第1条 この法人は公益財団法人山梨YMCA（山梨キリスト教青年会）という。
- 2 英文標記は、The Yamanashi Young Men's Christian Association とする。

(事務所)

- 第2条 この法人は主たる事務所を山梨県甲府市に置く。
- 2 理事会の決議により、従たる事務所を必要な所に置くことができる。

(目的)

- 第3条 キリスト教精神に基づき、山梨県の青少年から高齢者までのすべての人々の心身と人格の健全な向上を図り、世界の平和と福祉社会の実現に寄与することを目的とする。

(目的を同じくする団体)

- 第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、使命を同じくする全国のYMCA及びそれらで構成する日本YMCA同盟と協働の関係を保持し、アジア・太平洋YMCA同盟並びに世界YMCA同盟に連なり、協力関係を構築する。

(規律)

- 第5条 この法人は別に定める自主行動基準の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる公益目的の達成並びに社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

(事業)

- 第6条 この法人は第3条の目的及び使命を達成するため、山梨県内において次の事業を行う。
- (1) 未成年者の保育・教育及び青少年の健全育成に資する教育事業
 - (2) 青少年指導者を養成する事業
 - (3) 障害児・者の健全な社会生活を支えるために行う事業、並びに児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
 - (4) 高齢者が青少年と共に交わり、健全な社会生活を営むために行う事業、並びに介護保険法に基づく指定居宅サービス、指定介護予防サービス、地域密着型通所介護等の事業
 - (5) 国際相互理解教育や国際協力を促進し、国際交流のコミュニケーション能力育成を目的とする事業
 - (6) 災害等により支援を必要とする者を援助する事業

(7) 同じ目的を有する他の者や団体から委任を受けて行う事業

(8) その他この法人の目的を達成するための事業

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(公告)

第8条 この法人の公告は主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第2章 財産及び会計

(財産の種別)

第9条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産をこの法人の基本財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第10条 基本財産については、適正な維持及び管理を行う。

2 やむを得ない理由によりその全部若しくは一部を処分や除外、又は担保に提供する場合には、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により財産管理運用規則に定める。

(財産の管理・運用)

第11条 この法人の財産の管理・運用は、代表理事が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める財産管理運用規則によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第12条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第13条 この法人の事業に関する報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告並びにこれらの附属明細書（以下「計算書類等」という。）を作成し、監事の監査を受け、理事

会の承認を得たうえで、定時評議員会の決議を得なければならない。

- 2 第1項の定時評議員会の決議後、直ちに法令の定めるところにより、計算書類等のうち貸借対照表を公告する。

(備え付け帳簿及び書類)

第14条 事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を常に備えて置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿並びに履歴書
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程
- (7) 事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- (8) 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書
- (9) 監査報告
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

(長期借入金並びに重要な財産の処分並びに譲り受け)

第15条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、償還する短期借入金を除き、理事会において、決議に加わることができる理事の3分の2以上の決議を要する。

- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとするときも、前項と同じく理事会において、決議に加わることができる理事の3分の2以上の決議を要する。

(会計原則)

第16条 この法人の会計は、公益法人の会計の慣行に従う。

第3章 評議員

(定員等)

第17条 この法人に評議員3名以上10名以内を置く。

- 2 評議員のうち、1名を評議員会会長とする。
- 3 評議員のうち、2名以内を評議員会副会長とすることができる。

(選任等)

第18条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

- 2 評議員の選任については、評議員会に評議員候補推薦委員会を設ける。

- 3 評議員候補推薦委員は、評議員 3 名、監事 1 名、職員 1 名、とする。
- 4 評議員候補推薦委員会は、評議員候補者を決し、評議員会に提案する。
- 5 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 各評議員について、次のイ～へに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届けをしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内であって、これらの者と生計を一にする者
 - (2) 他の同一の団体（公益法人を除く）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。
 - イ 理事
 - ロ 職員
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
 - ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう）又は認可法人（特別の法人により設立され、かつ、その設立に関して行政官庁の認可を要する法人をいう）
- 6 評議員候補者推薦委員会に関する規定は評議員会の決議により定める評議員会規程による。
- 7 評議員会会長及び評議員会副会長は、評議員会において互選する。
- 8 評議員は、この法人の役員又は職員を兼ねることはできない。

- 9 評議員に異動があった時は、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、速やかに行政庁に届け出なければならない。

(権限)

- 第19条 評議員は、評議員会を構成し、法令及び第22条第2項に規定する事項を決議する。

(任期)

- 第20条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
- 2 評議員は、辞任若しくは任期満了後においても、この定款に定める定員に欠員を生じる場合は、新たに選任された者が就任するまではその職務を行う。
- 3 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 4 その他評議員に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会の決議により定める評議員会規程による。

(報酬等及び費用弁償)

- 第21条 評議員は無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を、別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程により支払うことができる。

第4章 評議員会

(評議員会)

- 第22条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
- 2 評議員会は、次の事項を決議する。
- (1) 評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）の選任及び解任
- (2) 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) 残余財産の処分
- (7) 合併並びに事業の全部若しくは一部の譲渡又は廃止
- (8) 第49条第1項に定める損害賠償責任の免除及び同条第2項に定める責任限定契約の締結

- (9) 理事会から評議員会に付議した事項
 - (10) 評議員会会長・副会長の選任及び解任
 - (11) 会員に関する事項
 - (12) 前各号に定めるもののほか、法令に規定された事項及びこの定款に定める事項
- 3 前項にかかわらず、評議員会においては、第25条第1項の会議招集の通知に記載した議題に限り決議することができる。

(種類及び開催)

- 第23条 評議員会は、定時評議員会と臨時評議員会の2種類とする。
- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。
 - 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

- 第24条 評議員会は、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。
- 2 前項にかかわらず、評議員は代表理事に対し、評議員会の議題及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
 - 3 前項による請求があったときは、代表理事は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
 - 4 第2項の請求をした評議員は、請求した日から6週間以内の日を評議員会の日とする招集の通知が発せられない場合は、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。

(招集の通知)

- 第25条 代表理事は、評議員会の開催日の7日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的及び議題を記載した書面若しくは電磁的通知により会議の招集を通知しなければならない。
- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催できる。

(議長)

- 第26条 評議員会の議長は、評議員会会長がこれにあたる。
- 2 議長は評議員会の議事を整理し、進行する。
 - 3 評議員会会長に事故があるとき又は欠けるときは、評議員会副会長が評議員会の議長となる。
 - 4 評議員会会長及び副会長に事故があるとき又は欠けるときは、出席評議員から議長を選出する。

(定足数)

第27条 評議員会は、評議員の過半数の出席により開催することができる。

(決議)

第28条 評議員会の議事は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下「法人法」という。)第189条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は評議員としての議決権の行使を留保するものとする。

(決議の省略)

第29条 理事が評議員に評議員会の目的である事項について提案した場合、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員全員が書面若しくは電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなすことができる。

(報告の省略)

第30条 理事が評議員全員に対し、評議員会に報告すべき事項の内容を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しない旨について、評議員全員が書面若しくは電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなすことができる。

(議事録)

第31条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、当該会議の議長及び、当該会議で選出された評議員2名が記名押印する。

(評議員会規程)

第32条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令若しくはこの定款に定めるもののほか、評議員会によって定める評議員及び評議員会規程による。

第5章 役員等

(種類及び定数)

第33条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上6名以内
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち、2名を代表理事とする。

(選任等)

第34条 理事及び監事は評議員会において選任する。

- 2 代表理事は、理事会において理事の中から選任する。
- 3 監事は理事若しくは職員を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1以内とする。
- 5 監事については、理事並びに評議員、監事相互にそれぞれが配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にない者とする。
- 6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係である理事の合計数は、理事の総数の3分の1以内とする。
- 7 理事又は監事に異動があった時は、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、速やかに行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

第35条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人の業務の執行を決定する。

- 2 代表理事は、この法人を代表し、その職務を執行する。
- 3 理事会は、代表理事より理事長1名を選出する。
- 4 代表理事は、毎事業年度の四半期ごとに、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第36条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の業務執行状況並びに財産の状況等を監査すること。
- (3) 理事会並びに評議員会に出席し、必要な意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、又はその行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実があるとき、又は著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告を行うために代表理事に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求の日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が5日以内に発せられない場合は、自ら理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるも

のを調査し、法令若しくは定款に違反し、若しくは著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。

(7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為、その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をする恐れがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、その理事に対しその行為をやめることを請求すること。

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使し職務を遂行すること。

(任期)

第37条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員等は、辞任又は任期満了後においても、定款に定めた定員に欠員を生じる場合は、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(解任)

第38条 役員が次の一に該当するときは、評議員会の決議により解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議を要する。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を忠実かつ誠実に執行しなかったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき

(報酬等)

第39条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。その額については、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

(取引の制限)

第40条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) この法人の事業に属する取引が、自己又は利害関係を有する第三者の利益に関係する場合
 - (2) この法人との取引が自己又は利害関係を有する第三者の利益に関係する場合
 - (3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
 - 3 前2項の取り扱いについては、第48条に定める理事会規程によるものとする。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第41条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第42条 理事会は、この定款に別に定めるものの他、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所、目的並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるものの他、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事並びに理事長の選任と解任

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な職務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産（基本財産を含む）の処分及び譲り受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備
- (6) 第49条第1項に定める責任の免除及び同条第2項に定める責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第43条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度ごとに6回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めたとき

- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 第36条第1項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき又は監事が招集したとき

(招集)

- 第44条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。
- 2 代表理事は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集する時は、会議の日時、場所、目的、及び議題を記載した書面をもって、開催日の7日前までに、通知する。

(議長)

- 第45条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。
- 2 議長は理事会の議事を整理し、進行する。
 - 3 代表理事に事故があるとき又は欠けるときは、出席理事から議長を選出する。

(定足数)

- 第46条 理事会は、理事の過半数以上の出席により会議を開くことができる。

(決議)

- 第47条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるものの他、決議に加わることできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の採決するところによる。
- 2 前項前段の場合において、議長は理事としての議決権の行使を留保するものとする。

(理事会規程)

- 第48条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるものの他、理事会において定める理事会規程による。

(責任の免除)

- 第49条 この法人は、役員又は評議員の法人法第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、評

議員会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。ただし、理事の責任免除に関する議題を評議員会に提出する場合には、監事全員の同意を得なければならない。

- 2 その他賠償責任については評議員会の決議により設ける賠償責任規程による。役員等及び会計監査人又は評議員の法人法第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、評議員会の議決により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除した額を限度として免除することができる。ただし、役員等及び会計監査人の責任免除に関する議題を評議員会に提出する場合には、監事全員の同意を要する。

(議事録)

- 第50条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事が記名押印する。

第7章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

- 第51条 この定款は、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議を得て変更することができる。ただし、第3条に規定する目的並びに第18条第1項に規定する評議員の選任並びに解任の方法及び第54条に規定する公益目的取得財産残額の贈与を除く。
- 2 前項にかかわらず、評議員の全員が賛成するときは、第3条に規定する目的並びに第18条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。
 - 3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項各号に係る定款の軽微なものを除く変更をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

(合併など)

- 第52条 この法人は、評議員会において、評議員の3分の2以上の決議により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。
- 2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に申請しまたは届け出なければならない。

(解散)

第53条 この法人は、法人法第202条に規定する事由により解散する。

（公益目的取得財産残額の贈与）

第54条 この法人が、公益認定の取り消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1カ月以内に、評議員会の決議を経て、第4条に定める目的を同じくする団体のうちの公益財団法人、学校法人、社会福祉法人若しくは国、地方公共団体に贈与する。

（残余財産の処分）

第55条 この法人が解散などにより清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議を経て、第4条に定める目的を同じくする団体の内の公益財団法人、学校法人、社会福祉法人若しくは国、地方公共団体に贈与する。

第8章 委員会

（委員会）

第56条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

第9章 会員

（会員）

第57条 この法人の主旨に賛同し、会費を負担する個人又は団体を会員とすることができる。

- 2 会員に関する必要な事項は、評議員会の決議により別に定める会員規程による。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）

第58条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第59条 この法人は、業務上知り得た個人情報を適切に管理し、その保護に努めるものとする。

第11章 補足

(委任)

第60条 この定款に定めるものの他、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て代表理事が別に定める。

附則

1 この定款は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理 事	鈴木健司	露木淳司	大澤英二	松村豪夫
監 事	平原貞美	小倉恵一		

4 この法人の設立の登記日現在の代表理事は、次に掲げる者とする。

代表理事	鈴木健司	露木淳司
------	------	------

5 この法人の設立の登記日現在の評議員は、次に掲げる者とする。

評 議 員	石原祥平	田中司郎	岩間孝吉
-------	------	------	------

別表 基本財産（第9条関係）

財産種別	場所・物量等
土地	甲府市中央5-4-11（宅地664.41㎡）
土地	北杜市長坂町塚川555（宅地969.69㎡）

2014年10月1日 施行

2016年12月5日 改正